

審議事項（９）

公益財団法人宮崎県体育協会
スポーツ仲裁に関する規程の制定について

□標記について、下記規程案により制定することを提案する。

理由 一般財団法人日本スポーツ仲裁機構から下記の要請があった。

- ・スポーツ活動団体はその社会的責任を果たすためガバナンスを強化することが求められている。その一環として、都道府県体育協会に関するスポーツ紛争を迅速、円滑に解決するため、都道府県体育協会がした決定に対して競技者が不服を申し立てる場合には、日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に基づく仲裁によって解決する仕組み（自動受託条項）を採択すること
- ・自動受託条項を採択したことを明確にするため、関係規程を整備すること
- ・以上、自動受託条項を採択したことを加盟団体等に公表すること

施行期日 平成24年6月27日

<規程案>

公益財団法人宮崎県体育協会スポーツ仲裁に関する規程

公益財団法人宮崎県体育協会が主催する競技会またはその運営に関して行った決定に対する不服申立は、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。

附 則

この規程は、平成24年6月27日から施行する。

(参考)

- ・一般財団法人日本スポーツ仲裁機構
スポーツをめぐる様々な争いを公平、適正かつ迅速に解決する場を提供する目的で平成15年に設立された。日本オリンピック委員会、日本体育協会、日本障害者スポーツ協会の拠出金により運営されている独立機関、、、
- ・「スポーツ仲裁規則」
第1条（目的） スポーツに関する法及びルールの透明性を高め、健全なスポーツの発展に寄与するため、公正中立で独立の地位を有する仲裁人をもって構成される仲裁パネルの仲裁により、スポーツ競技又はその運営をめぐる紛争を迅速に解決することを目的とする。
- ・採択状況 JOC、日体協、都道府県体育協会4団体など44団体が採択
- ・経費負担 仲裁申立料金一律5万円のほか発生しない。

公益財団法人宮崎県体育協会スポーツ仲裁に関する規程

公益財団法人宮崎県体育協会が主催する競技会またはその運営に関して行った決定に対する不服申立は、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構の「スポーツ仲裁規則」に従ってなされるスポーツ仲裁により解決されるものとする。

附 則

この規程は、平成24年6月27日から施行する。